資料７

# 令和７年度　障害者虐待の未然防止についての取り組み

## １．養護者虐待

| 目　的 | 取組みの概要 |
|---|---|
| ① 虐待リスクの事前把握<br>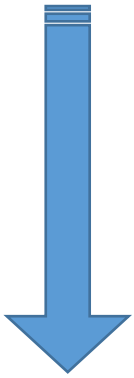 | **・地域の特別支援学校高等部との情報共有**<br><br>障害特性に起因する困難（進路先が確定せず支援が途切れるおそれ等）及び養護者が経済的・社会的・精神的問題（障害のある養護者、ひとり親、生活困窮等）を抱える家族の現状等について、情報共有を行う。具体的には、進路未定による支援途切れのリスクがあるケースを対象とした。あわせて、卒業後の虐待リスクを評価するため、虐待防止センター職員、基幹相談支援センター職員、特別支援教育コーディネーター及びクラス担任によるアセスメント会議を２回実施した。 |
| | **・地域生活支援拠点等コーディネーターとの連携**<br><br>障害サービスに繋がっていない家庭の潜在的リスクに備えるため、アウトリーチで関わっているコーディネーターとの連携会議を６回実施した。 |
| ② 虐待リスクの低減 | **・福祉サービスの利用促進**<br><br>生活支援及び進路指導にあたる教員、特別支援教育コーディネーター、計画相談、福祉サービス事業所、障害福祉課ＣＷ等とともに福祉サービスの利用調整会議を２回実施した。 |
| | **・心理的サポートの実施**<br><br>障害者本人や養護者に対し、基幹相談支援センター機能強化事業の公認心理師による心理相談（月１回）を活用した。 |
| ③ 孤立化の防止 | **・地域支援ネットワークの構築**<br><br><u>ネットワークの強化</u><br>障害者本人だけでなく養護者も含めて包括的に支援するため、関係する支援者との会議を３回実施し、支援者間の横の繋がりを強化するとともに家族一人ひとりに対する支援の役割分担を行った。<br><u>継続的な支援</u><br>基幹相談支援センターのネットワークも活用し、外部の教育機関や医療機関等とも随時連絡を取り合い、それぞれの支援の経過を共有することで、その後の支援や見守りなどの対応に繋げた。 |

## ２．福祉施設従事者等による虐待

| 目的 | 取組みの概要 |
|---|---|
| ① 不適切な支援等の改善 | **・アンケート調査の実施**<br><br>被虐待者及び虐待行為に関わった職員だけでなく、施設の全職員からの意見を集めることにより、虐待発生要因の分析及びリスクアセスメントを多角的に行うとともに、背景にある施設の環境や他の職員・利用者の状況を確認することで、虐待の芽の把握に努めた。 |
| | **・具体的な指導助言**<br><br>虐待の事実が有った場合だけではなく、不適切な支援が有ったと判断した場合にも、改善計画書の作成を指示した。なお、通知時には、より有用な改善方法の検討のため、具体的な視点や改善案について提示した。人員不足、支援の「密室化」、及び研修システムの形骸化等の構造的要因により虐待行為等が繰り返される際は、施設側と協議し、重点的に改善内容を検討した。 |
| | **・モニタリングの実施**<br><br>改善計画書の提出後には、一定期間を経て施設を訪問し、改善状況の達成確認を実施した。 |
| ② 普及啓発の推進 | **・施設従事者等への周知**<br><br>グループホームや指定特定相談支援事業所などの連絡会の機会を捉え、制度の趣旨・内容、虐待の傾向やその要因及び虐待防止の具体的取組事例に関する情報提供と通報義務について周知した。 |
| | **・虐待防止研修の実施**<br><br>虐待を未然に防止するため、施設従事者等向けの集合研修を３回実施した。<br>テーマは、事前質問等により研修ニーズを把握して選定のうえ企画した。 |